

美術科教育学会 細則

第七章 国際局(International Division)に関する規則

第 26 条 国際局(International Division)は InSEA など海外の研究組織と連携し、研究の国際化を行う。

第八章 国際研究セミナーに関する規則

第 27 条 国際研究セミナーとは、大会において、大会校もしくは会員の発議に基づき、理事会（事業部）の管理下において、会員独自にあるいは事業部・国際局と連携・協力して行うセミナー等をいう。

第 28 条 国際研究セミナーは、海外からの研究者等の招聘を通じて、学術的研究についての協議等を行い、国際交流を深め、美術教育の振興を図ることを目的とする。

第 29 条 大会校もしくは会員が、国際研究セミナーを開催することを希望する場合は、所定の形式に基づく企画書と国際研究セミナー概算書を事業部担当副代表理事に提出し、開催のための運営補助費を伴う認定を受けるものとする。

2 同一の申請者または責任者による国際研究セミナーは、大会において原則として 1 件とする。

3 企画書について、以下の項目について必要事項を記載するものとする。

① 当該国際研究セミナーの名称（原則として「〇〇〇〇[西暦]年度 美術科教育学会国際研究セミナー『〇〇〇』」（テーマ等）とする）

② 開催希望日時（開催の年月日）

③ 開催の趣旨・海外招聘者の選定理由など

④ 登壇者の氏名と所属

⑤ 企画・運営責任者名（申請者が同時に企画・運営責任者であることも可）と連絡先メールアドレス

⑥ 必要経費総額

⑦ 事業部、本部事務局、国際局に協力依頼したい内容

⑧ 申請者氏名と所属並びに連絡先・メールアドレス

⑨ 申請日

第 30 条 事業部は国際局と協力のもと、大会校もしくは会員から国際研究セミナーを開催したい旨の申請があった場合、その内容が国際研究セミナーの目的に照らして適切かどうかを審査するものとする。

2 申請内容が適切であると認められた場合、当初予算の範囲内で運営費等の補助を行うものとする。

3 補助金を支給する国際研究セミナーは、大会において2件までを上限とし、申請順に審査・認定するものとする。

4 開催に伴う補助は、2件合わせて原則250,000円までとする。

5 補助金の使途については、別に定める「国際研究セミナー補助金の使途に関する規則」に基づくものとする。

第31条 国際研究セミナーの申請及び認定の手続きについては以下の通りとする。

(1) 申請者は国際研究セミナーの企画書を、原則として開催予定年度の7月末までに事業部担当副代表理事及び本部事務局に提出する。

(2) 事業部担当副代表理事は、国際局の協力のもと、企画書の内容について審査し、認定の可否を原則として申請後2週間以内に申請者に通知する。

第32条 国際研究セミナーについては、終了後、2ヶ月以内にその成果を所定の形式に基づき、事業部担当副代表理事及び本部事務局に報告するものとする。なお、企画・運営責任者は、上記の成果報告書および関連資料を美術科教育学会の公式サイトにおいて公開することについて、あらかじめ当該国際研究セミナーに参画した全員の了解を得るとともに、報告書および関連資料の内容について責任を持つこととする。